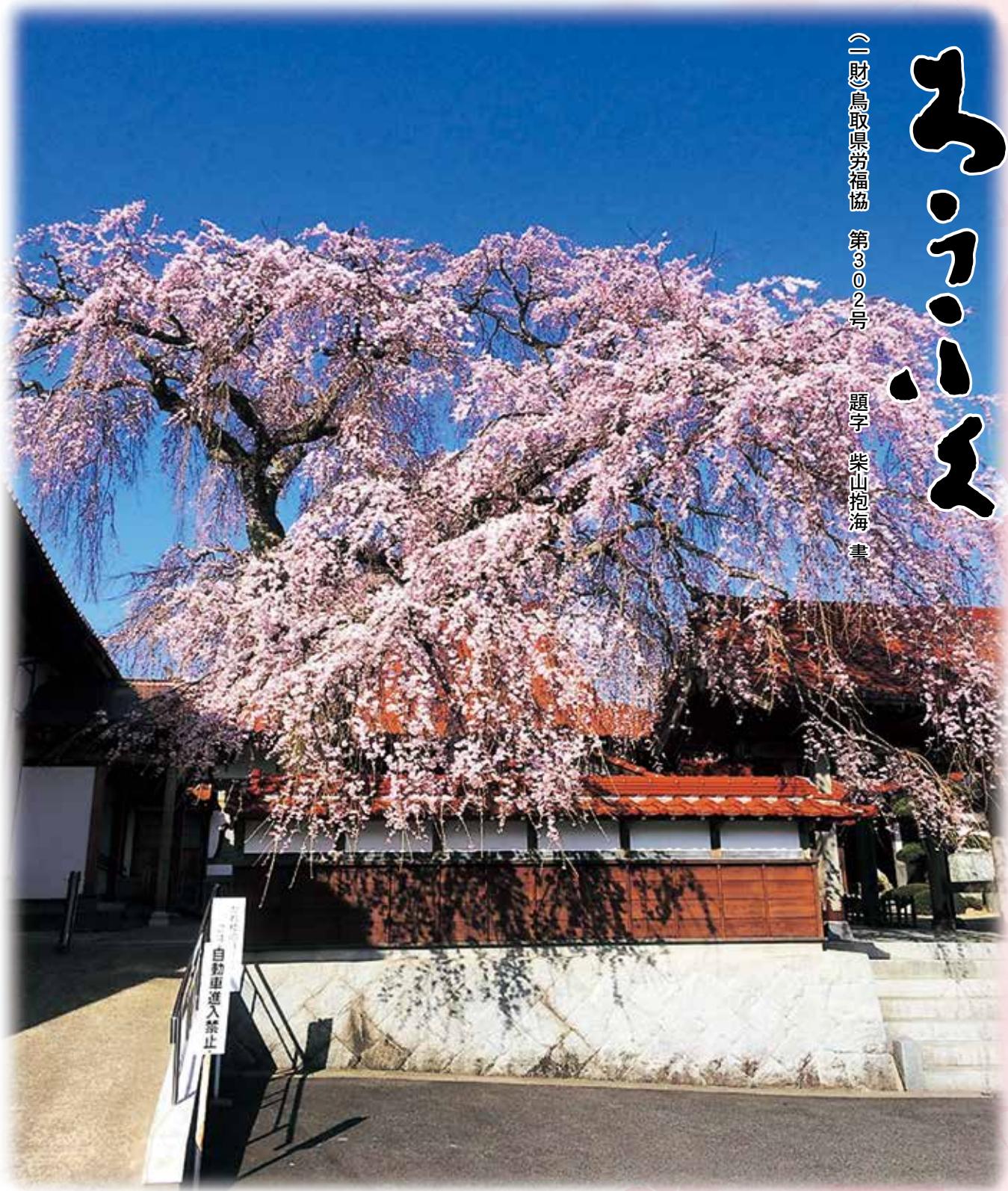


み  
し  
り  
え

(一財)鳥取県労福協 第302号

題字 柴山抱海  
書



写真：鳥取県倉吉市「極楽寺のしだれ桜」

境内にある県内最大のしだれ桜は 淡紅色で赤味が強く、例年4月初旬には樹齢約140年の華麗な姿が見られます。樹齢が100年を越えていても樹の勢いがあり、「とつとりの名木百選」に選ばれています。

目次	—
2018年度鳥取県への要請と回答	.....P2～P3
第65回勤労者美術展開催	.....P4～P5
西部労福協第49回定期総会開催	.....P6
第29回囲碁将棋大会 対局結果	.....P6
ハンドマイクを県内の保育園・幼稚園等へ贈呈	.....P7
四団体研修会・構成組織代表者会議開催案内	.....P7
フードドライブにご協力ください！	.....P8

## 2018年度労働者福祉等の充実に関する要請について

◆要請書提出日 2018年11月12日（月） ◆回答日 2019年3月5日（火）

2018年度勤労者福祉に関する要請について、鳥取県より回答がありました。内容は以下のとあります。

要 請 事 項	回 答	担 当 部 局
<b>1. 労働者福祉運動・事業の連携・支援について</b>		
(1) 一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会（以下、鳥取県労福協）は、県内労働者の生活サポートと労働者福祉の環境改善に向けて相談・啓発活動・将来を担う子供たちが安心して生活するための支援活動などを実施している。「支え合い」から拡がる連帯・協同の社会づくりを目指す活動によって、様々な課題の解決に繋がる相談・啓発活動は益々必要になるものと考える。 ついては、鳥取県労福協が行う労働者自主福祉運動の事業に、更なる連携・協力をお願いしたい。	一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会（労福協）に対しては、鳥取県労働者福祉協議会補助金により、労働者スポーツ祭典や労働者美術展など労働者福祉の増進に資する事業に対し支援をしており、平成31年度予算においても引き続き対応していく。労福協への委託による「THE社会人」の作成・配布についても財政的支援を継続し、平成31年度も県教育委員会高等学校課と連携して県内の高校3年生に配布する予定。今後の県内の企業等からの要請等をふまえ、引き続き連携・協力をしていきたい。	・商工労働部 (とつとり働き方改革支援センター)
(2) 鳥取県内において、労働関連法がないがしろにする労働・雇用問題はいまだに多く発生していることは、委託事業である中小企業労働相談所「みなくる」の相談内容から明確となっている。労使間トラブルの相談は減少するどころか増加傾向にある。また、各種の労働セミナーを開催する度に多くの事業主・担当者が参加する現状は、労働関連知識が職場において十分でないと言える。ついては、下記のとおり委託事業について前向きな検討をお願いしたい。 ①多種にわたる相談内容に対応していくため、相談員への情報提供によるスキルアップ・関連する相談機関との連携強化をお願いしたい。	①に関して 平成31年度も働き方改革に関するセミナー、事例発表会等を国、商工団体等と連携して実施していく予定である。みなくる及び鳥取労働相談・個別紛争解決制度関係機関連絡協議会等に積極的に情報提供していきたい。	・商工労働部 (とつとり働き方改革支援センター)
(2)主催する労働セミナーの講師依頼において、鳥取県の別委託事業の講師謝金を調査し、比較した場合に他より低いことがわかりました。ついては見直しを行っていただきたい。	②に関して 県財政上単価増は難しいため、平成30年度と同額の単価で対応をお願いしたい（6,000円／時：鳥取県が講演講師に対する手当として定める標準単価）。	・商工労働部 (とつとり働き方改革支援センター)
③社内研修の依頼が増加し年60回の計画ではおさまらない状況となっている。研修依頼が企業等の労働環境の向上に繋がると考え、年70回の実施ができるようお願いしたい。	③に関して 平成30年度においては変更契約により、可能な範囲で対応いただいたところ。平成31年度予算においては、70回分を予算化した。	・商工労働部 (とつとり働き方改革支援センター)
④鳥取県労福協が働く若者のルールブックとして、連合鳥取・鳥取県経営者協会と連携して作成している冊子「THE社会人」は、県内の行政・経営・労働・教育など多くの機関・団体から好評を博している。労働教育推進業務において、行政関係を含め多くの団体から今後も配布希望があるとの予想され、対応していくために関わる支援をあらためてお願いしたい。要望として、5,800部から11,000部への支援をお願いしたい。また、2019年10月より、消費税が10%に上がる予定であることも考慮していただきたい。	③に関して 平成31年度予算において、委託費全体では消費増税相当額を措置する。「THE社会人」作成・配布の予算額については、平成30年度と同様となっているが、予算の範囲内で工夫をお願いしたい。	・商工労働部 (とつとり働き方改革支援センター)
(3) 鳥取県は「働き方改革」において、支援センターを開所して取り組みが開始されたが、働く人が健やかに働きがいを持てる職場・社会にするためには「ワーク・ライフ・バランス」が大きな要素と言える。世代毎に「どのような暮らしを実現させたいか」を考えいく必要がある。そのためには、個人や家族のライフステージによって変化するニーズに応じた働き方や労働時間の変化など、多様な働き方が選択できる仕組みを作っていく必要がある。特に、若年層における結婚や家族形成が可能となる経済的自立や柔軟な働き方など、課題を探りながら進めさせていただきたい。	企業（職場）に対する働きかけとして、とつとり働き方改革支援センターで平成31年1月末現在で70件の専門家派遣を実施し、男性の育児休業、短時間勤務、在宅勤務の導入といったより働きやすい職場づくりに対する支援も実施している。また、同センターが主催するセミナーにおいて長期休暇制度や女性活躍を推進する企業などに事例発表などもいただいている。今後も引き続き、支援を広げていきたい。 若年層に対する働きかけとして、子育て応援課で中高生を対象に命の大切さ等を学習する「未来のパパママ育み事業」、大学生を含む若者世代を対象に妊娠・出産等に関する基礎知識講義やライフプラン設計などを行う「今から始めるいつかはパパママ事業」、ライフプラン全体にかかる正しい知識や情報を提供、結婚や家庭を持つことに対する具体的なイメージを想起する「ライフデザイン（人生設計）キャンペーン」を展開している。 また、結婚を望む男女が早期に自らの望む形で成婚へとつなげられるよう、1対1のマッチング（お見合い）の機会を提供する「えんトリー（とつとり出会いサポートセンター）」を実施、東中西部に相談窓口を開設し結婚イベント情報の配信等も併せて結婚支援を行なうなど、これから結婚や子育て期を迎える若年層の人生の選択に際し、自分のライフプランやパートナーについて考える機会や情報を提供する事業を実施しており、引き続き取り組んでいきたい。	・商工労働部 (とつとり働き方改革支援センター) ・福祉保健部 (子育て応援課)
(4) 2017年度に鳥取労働局が行った長時間労働が疑われる事業所に対する監督指導によると、70%以上が労働基準関係の法令違反であったと報告された。この状況にある労働環境の職場は「働き方改革」の取り組みに対して逆行と言わざるを得ない。あらためて「働き方改革」の促進によって希望を持ち、仕事の満足・生活のゆとりを感じ「ワーク・ライフ・バランス」が行き届く施策に取り組んでいただきたい。	県内企業や商工団体からの「働き方改革関連法の中身が分からぬ」「どうやって取り組んでよいのか分からない」という声を受け、国の働き方改革サポートオフィス鳥取と共に働き方改革関連法のセミナー及び県内企業の取組事例発表会を平成30年10月に実施し、2会場で延べ110名の方に御参加いただいた。反響の大きさを受け、平成30年12月に関連法の講義（2会場130名）、平成31年2月に関連法セミナー及び県内企業事例発表会（1会場・70名）を実施し、いずれにも多くの方に御参加いただいた。 その後に社会保障労務士が企業を訪問することによる普及啓発事業も実施しており、訪問を行った結果、その後の引き継ぎの支援に繋がった事例も出てきている（平成31年2月現在で108社を訪問し、6社が専門家派遣につながった）。これらの取組を継続し、働き方改革への意識の高揚、取組の推進をしていきたい。	・商工労働部 (とつとり働き方改革支援センター)
(5) 障がい者雇用促進に関しては、民間企業、国や地方公共団体に法定雇用率が課せられており、今般の国や地方公共団体において障がい者雇用者数の「水増し」が明らかになった。鳥取県においては調査の結果、水増しはなかったと報告されたことは評価される。しかし、民間企業が法定雇用率達成に向けて努力を重ねてきて、それでも達成できない場合は納付金を受取っている。手本となるべき中央省庁が水増ししていたことについては制度の信頼感が大きく揺らいでしまった。 鳥取県としてあらためて、各自治体において障がい者雇用に関する法令等を周知徹底されたい。	県は鳥取労働局と共に、障がい者雇用を進めるために法令等を含めた制度について理解いただくためセミナー・講習会を実施しており、各自治体の参加を促していくこととしている。 また、市町村行政への助言の一環として、市町村での障がい者雇用を促進するよう、県が行ってきた取組の情報提供及び障がい者就労支援機関が行う各種支援メニューの活用等の助言を行っている。	・商工労働部 (雇用政策課) ・地域振興部 (地域振興課)
<b>2. 消費者行政の充実強化に関する要請について</b>		
(1) 鳥取県労福協は、大学・専門学校・高校に対して出前教育として「消費者講座」、「社会人前講座」を実施してきたが、民法の改正によって成人年齢が18歳に引き下げられた。これまで高校を中心とする未成年者に対して契約行為の注意喚起をしてきたが、2022年4月からは高校生が契約の当事者となり得る。借入・クレジットの申し込み・更には悪徳商法など多くの場面でトラブルが起こる可能性がある。2017年の統計では75,639もの自己破産があったと言われている中で、成人年齢の引き下げでこの件数が増えるのではないかと懸念される。このような不安に対し、国は「教育で対応」と述べているが、就職や進学後にトラブルに巻き込まれないための教育が本当に十分出来るものかと考える。 鳥取県では、幼児期から高齢期まで消費者教育を進めていくが、自己責任の範囲が拡大することの認識に立ち一層の啓発努力が必要である。消費者教育において、地域・行政・学校などのネットワークを活用した取り組みを進められたい。	県では、自立した消費者育成のため、幼稚園からの消費者教育に重点を置き、幼稚園・小・中学校、特別支援学校用の教材を作成するとともに、教育機関において出前講座を実施する等、消費者教育に取り組んできた。 今年3月に改訂予定の「鳥取県消費者教育推進計画」には、特に、成年年齢引き下げに対応するため教育機関での実践的な消費者教育の推進について、教育関係者に対する普及啓発を行なうこととしている。 また、若者や高齢者等の消費者被害を防止するため、今年2月に官民一体となった「鳥取県消費者見守りネットワーク協議会」を設立し、市町村が行う見守り活動等に対し、関係機関が積極的に協力・支援することとした。今後も関係機関との連携を一層密にし、消費者教育の取り組みをより効果的に実施していきたい。 県教育委員会では2022年からの成年年齢の引き下げに伴い、若者の消費者被害の防止や救済を図るために、より一層効果的な消費者教育を実施することが必要であると認識しており、現在、県立高校では、教科の中で消費者問題を学習したり、関係機関と連携して専門家の話を聞くような機会を設けている。加えて、平成31年度から県教育委員会主催で、消費者教育に係る教員研修も実施することとしている。 また、県内全ての私立高校においても、公民科・家庭科等の教科での消費者教育や消費者トラブル、契約・持続可能な社会のための消費活動についての講演会等を実施することにより金銭トラブル防止の取組を行っている。今後も、高校生が社会の主役として主体的かつ適切に消費行動できるよう消費者教育の推進を図っていきたい。	・生活環境部 (消費生活センター) ・教育委員会 (高等学校課) ・地域振興部 (教育・学術振興課)

要請事項	回答	担当部局
(2) 消費者契約法が改正されて、2019年6月から施行されることがとなった。この改正では、デート商法や就職や容姿などについて不安をあおって結んだ契約・靈感商法による勧誘、加齢や心身の問題が原因で判断力が低下した消費者に、生活や健康の不安をあおって結んだ契約などの取り消しができる規定が盛り込まれ一定の前進があつた。あらためて県民に対してこの内容を周知していただきたい。また、より一般的な「つけ込み型勧誘」の取消権の法整備は残ったままとなっているため、国に対して早急な整備の働きかけをお願いしたい。	2019年6月に施行される「消費者契約法」について、とりネットや県の広報媒体等を活用し、県民に周知する予定である。 「つけ込み型不当勧誘」に対する取消権創設については、消費者庁が衆参両院からの附帯決議をうけ、法の成立後2年内に、被害事例や裁判例の分析を行い、不当勧誘の類型化を図ることとしており、国の動向を注視することとする。	・生活環境部 (消費生活センター)
<b>3. 格差・貧困社会の是正・セーフティネットの強化に関する要請について</b>		
(1) 給付型奨学金制度の創設を契機として、有利子から無利子へ、貸与から給付への流れを加速し、既存の返済者の負担軽減や救済制度の拡充、費用を含む教育費負担の軽減につなげていくよう国に対して積極的に働きかけをしていただきたい。また、鳥取県として国の奨学金を補う観点から、独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度拡充を更に進めさせていただきたい。	現在国において給付型奨学金制度の拡充や授業料减免制度の創設等の高等教育の無償化が進められており、平成30年7月には給付型奨学金制度等の一層の充実を図るよう国に要望したこところがあるが、今後も必要に応じて要望等を行っていく。 現時点では、鳥取県育英奨学金は貸付制で考えているが、高校生等に対しては、鳥取県育英奨学金の貸与の他に、授業料に充てるための高等学校等就学支援金、授業料以外の費用に充てるための高校生等奨学金給付金を給付しているところであり、来年度は、第1号に係る高校生等奨学金給付金の給付額を引き上げ、低所得世帯の修学支援を強化する予定としている。 また、県では産業界等と連携し、「鳥取県未来人材育成基金」を設立し、同基金への出捐を行っており、同基金から県内の対象業種に就職された方に対し、各種奨学金返済への助成を実施している。 平成27年度に制度を開始して以来、業界団体等の協力を頂き、認定対象者の在学学校種別(H30・専門学校を追加)や支給対象業種(H27:3業種→H30:8業種)の拡充に努めている。今後も業界団体等の意見や要望も踏まえながら制度拡充を検討していく。	・教育委員会 (人権教育課) ・商工労働部 (雇用人材局雇用政策課)
(2) 本年10月より生活困窮者自立支援法の改正法施行となり、就労準備支援事業、家計改善支援事業が努力義務化され、国が今後3年間で集中的に実施体制の整備を進めることを受けて、県内自治体において両事業が実施されることを目指した取り組みを徹底していただきたい。 また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業での自治体間格差のは正による県全体の底上げを図られたい。	平成30年度時点で、県内19市町村のうち、就労準備支援事業は6市町村で実施されているところである。県としては、県内外の事例横展開・事業効果に関する研修会開催、ファインシヤルプランナーや社会保険労務士などにより、市町村における両事業を含めた任意事業の実施を後押しするよう取り組んでいきたい。 また、子どもの学習支援については、子どもの学習・生活支援事業だけでなく、地域未来塾推進事業など子どもの学習支援に関する各種事業/基金を活用し、県内19市町村で子どもの学習支援が実施されている。県としては、福祉部局と教育委員会などで連携して、支援が必要な子どもの参加促進など、子どもの学習支援の拡充や実効性の向上について、市町村とともに取り組んでいきたい。	・福祉保健部 (福祉保健課)
(3) 5年に1度の生活保護基準の見直しが行われ、本年10月より段階的に引き下げられたが、生活扶助の支給額が減額となる受給世帯は全国で67%と言われている。また、この引き下げに伴う他制度への影響もでてくる。「できる限り、その影響が及ばないよう対応する」と閣僚懇談会で確認もされていることを踏まえ、低下に伴う住民生活への影響を最小限にとどめるよう各自治体に対してあらためて周知徹底を行っていただきたい。	生活保護基準の見直しに伴い生じる影響への対応については、平成30年6月に厚労省から各関係省庁及び各自治体あてに通知が発出されたことを受け、県においても速やかに関係部署及び市町村等に周知を行ったところである。	・福祉保健部 (福祉監督指導課)
<b>4. くらしの安心・安全の確保について</b>		
(1) 前年度、食品ロスの観点から、「フードバンク」を「新しい公共」の一つとして位置づけて検討を要請した。業者・支援団体・消費者団体・行政による協議会を立ち上げて検討していくとの回答であったが、その後の進捗状況を教えていただきたい。	事業者、団体、消費者、行政等が連携して食品ロスの削減に取り組む機運の醸成を図り、全県的な食品ロス削減の運動を展開(資源の有効利用促進、廃棄物の発生抑制等)していくことを目的として、平成30年9月に「鳥取県食品ロス削減推進協議会」を設置した。 今年度は、当協議会員にご協力いただき、消費者の過度な鮮度志向や購買行動による食品ロスの発生を防ぐため、店頭での啓発活動(食品ロス削減推進キャンペーン)を実施している。また、流通過程で発生する余剰食品の有効利用の取組を拡大するため、食品の提供者と利用者の間の渡し手に関するルール(食品提供に関する手引き)の内容を検討しているところであり、来年度は、この手引き(素案)をもとに、食品の提供者と利用者との間で実際に円滑な余剰食品の受け渡しが行われるよう、モール事業等を実施する予定である。	・生活環境部 (循環型社会推進課) ・福祉保健部 (福祉保健課)
(2) フードバンクを福祉分野における食品提供と災害時の食料支援システムと位置づけて考えていかなければならない。生活困窮者支援に関わる行政や支援団体を通じての食品提供や非常時の食料支援を行うためには食品の提供者・回収・保管・流通など明確なネットワークの構築を進めていく必要がある。鳥取県労福協は、くらしの安心・安全の確保に向けて、フードバンクの意義を認識して他県への視察や県内の現状について調査を始めた。あらためてこの件について、鳥取県の今の認識についてお聞かせいただきたい。	上述のとおり、来年度、食品の提供者と利用者との間で実際に円滑な余剰食品の受け渡しが行われるようモデル事業等を実施する予定であり、食品の提供者からの回収・保管・利用者への提供までを効率的かつ効果的に行なうことができる体制の構築に取り組んでいきたいと考えている。	・生活環境部 (循環型社会推進課) ・福祉保健部 (福祉保健課)
<b>5. 大規模災害等での対策・防災・減災対策について</b>		
(1) 鳥取県中部地震の復興はおおよそできたと思われた中、本年は台風・地震など各地で自然災害が頻発している。停電や断水による2次被害が多発したことは、災害への備えの必要性や防災・減災意識の弱さを露呈したとも言える。今後想定される大規模災害に備えてあらためて以下のとおり防災・減災対策を早急に進めいただきたい。 ①災害時の災害対応拠点となる自治体厅舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険場所の点検を徹底していただきたい。	行政厅舎は災害対策本部が設置され応急対策業務に当たるための拠点であり耐震化は急務であることから、各施設管理者において施設改修などの機会を捉えて鋭意取り組んでいるが、県から市町村に対しては、耐震性の不足する厅舎の耐震化の促進に積極的に取り組むよう依頼しているところ。(平成29年度末 本県の公共施設等の耐震化率90.1% (全国平均93.1%)) 学校設備については、学校施設管理者は建築基準法や消防法に基づく法定点検等により、劣化等による是正が必要な箇所を把握し、早期に是正を行い施設の維持管理に努めているところである。 平成30年6月に発生した大阪北部地震によるブロック崩倒壊事故を受けて、学校敷地内のブロック崩の緊急点検を行い、その結果、安全性に問題のあるブロック崩については速やかに注意喚起し、撤去・改修工事を進めている。	・危機管理局 (危機管理政策課) ・教育委員会 (教育環境課)
②住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強化されたい。	県では、鳥取県自主防災活動アドバイザー派遣制度により、有識者等を自主防災組織等(自衛隊等)や企業に派遣し、避難訓練の指導・助言を行なうことにより、避難訓練の普及啓発を行っている。また、日野ボランティアネットワークに委託して、住民主体の防災体制づくりを支援している。今後も、これらの取組を継続するとともに、防災士等の地域防災リーダーや自主防災組織数の増加を図り、大規模災害に備えた避難訓練などの共助の取組がますます活発に行われるよう取り組んでいきたい。 各公立学校においては、生活安全、交通安全、災害安全の三領域について年間の指導内容をまとめた学校安全計画を作成し、これに基づき学校の安全管理、児童生徒への安全教育の取組を進めている。また、学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成し、これに基づき避難訓練を実施し、災害発生時に迅速で適切な対応ができるよう備えている。 また、県教育委員会では、各学校での防災教育に県学校防災アドバイザーや気象庁、県土整備部等の専門家を派遣したり、教職員を対象とした研修会を開催したりし、各学校での防災教育の充実と実効性のあるマニュアル作成や避難訓練の実施に資するよう取組を進めている。今後も引き続き、学校への専門家派遣事業や研修会等を通して、教職員や児童生徒の防災意識の向上を図り、各学校の防災対策や防災教育の充実を図っていきたい。	・危機管理局 (消防防災課) ・教育委員会 (体育保健課)
③被災者の生活・住居・就労・医療・福祉等に関する相談体制を拡充して整備するとともに住民に対して相談体制の周知徹底をしていただきたい。	鳥取県中部地震への災害対応にあたり、住宅問題に限らず、生活面での課題が未だに解決されない被災者に對し一人ひとりが抱える事情に応じ、生活復興を支援する体制を構築し、市町村や関係機関等とも連携の上個々の事情に応じた支援に取り組んでいる。この「災害ケースマネジメント」を恒久制度化するため、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を改正し、今後同規模の災害が発生した場合に同様の対応ができるよう備えている。災害時には、住民への周知を図り、関係先とも連携のうえ対応に当たっていきたい。 また、鳥取県土業団体連絡協議会(鳥取県司法書士会、鳥取県社会保険労務士会、中国理士会鳥取県支部連合会、公益社団法人鳥取県不動産鑑定士協会、鳥取県弁護士会、鳥取県土地家屋調査士会、一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会、鳥取県行政書士会の8士業で構成)と協定を締結しており、大規模災害が発生した場合、当協議会に御協力をいたさながら、県民からの相談業務を行なうこととしている。 加えて、総務省鳥取県行政監視行政相談センターが県内の関係機関に呼びかけ、自然災害が発生した場合に、被災者等からの各種相談、問い合わせ等にワンストップで応じるための総合的な相談窓口を設置するよう申合せを締結している。 先の鳥取県中部地震においては、この協定及び申合せにより関係機関が連携し、初めて無料合同相談会を計3回実施し、計95件の相談に對応したところである。	・危機管理局 (危機管理政策課) ・元気づくり総合部 (県民課)

# 第65回鳥取県勤労者美術展

2019年2月17日(日)から24日(日)、米子市美術館で第65回鳥取県勤労者美術展を開催しました。勤労者および退職者の皆様から187点ご出品いただきました。初日の17日には、入賞者や来賓の皆様をお招きして開会式・表彰式を開催し、最終日には来場者による人気投票の表彰式を実施しました。来場者約850人の方々に作品を鑑賞いただき、盛大な展覧会となりました。



主催者：(一財)鳥取県労福協  
理事長 安長 章



## 鳥取県知事賞

会期 2019年2月17日(日) ~ 24日(日)  
米子市美術館

### 写真部門

「少女」

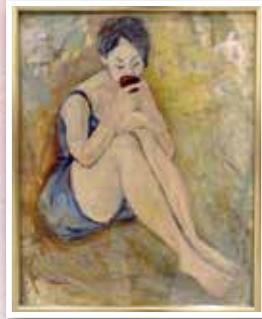
武本 宏文 様(米子市)



### 洋画部門

「夢」

足立 多津子 様(境港市)



### 日本画部門

「集」

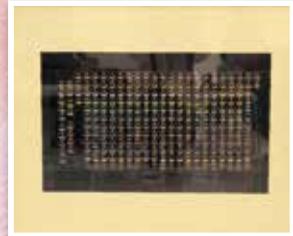
古田 啓子 様(鳥取市)



### 書道部門

「写経」

本田 友実 様(米子市)



## 鳥取県労働者福祉協議会理事長賞

会期 2019年2月17日(日) ~ 24日(日)  
米子市美術館

### 写真部門

「夕焼けと子供たち」

野口 浩史 様(鳥取市)



### 洋画部門

「穴見海岸」

本内 宏 様(倉吉市)



### 日本画部門

「凜」

賀川 英広 様(八頭町)



### 書道部門

「吳錫麒の詩」

西垣 幸染 様(鳥取市)



## 第65回 鳥取県勤労者美術展 入賞作品一覧

鳥取県経営者協会会长賞			
写真	降下	ひろおき 鈴木 様	米子市
写真	未来	すずき 鈴木 様	鳥取市
洋画	浜坂ジオパーク	ひらさか 小谷 様	鳥取市
書道	江城登望	いのうえ 井上 様	新温泉町

鳥取県商工会議所連合会賞			
写真	街角のスティングレイ	こだに 小谷 隆彦 様	鳥取市
写真	アフタ・ヌーン	いづみ 泉 大志郎 様	米子市
洋画	自由	ハル HARU 様	鳥取市
日本画	秋色	やまと 山本 美津子 様	南部町

鳥取県商工会連合会会長賞			
写真	花回廊	ねねはら 米原 繁樹 様	鳥取市
写真	出会い	やまと 山本 たかゆき 様	境港市
写真	揺れの旋律	やまと 山本 静恵 様	南部町
洋画	里山に遅い春が	なかご 仲間 裕子 様	鳥取市

鳥取県中小企業団体中央会賞			
写真	冬の窓辺	いわさき 岩崎 義幸 様	鳥取市
写真	ある日	いわさき 岩崎 瑞枝 様	米子市
洋画	ギターを持つ少女	かなみや 金宮 勝洋 様	鳥取市
日本画	里山の紅葉	かさきと 柿本 實 様	琴浦町

中国労働金庫鳥取県営業本部本部長賞			
写真	化粧	けいしやく 澤下 由里 様	南部町
写真	佳日	かじつ 山中 泰偉 様	倉吉市
洋画	小鴨遠望	おだいなづなほ 山浦 敏秋 様	倉吉市
日本画	静かな秋	しずかなる 増田 とみこ 様	米子市

全労済鳥取推進本部本部長賞			
写真	毅然	きせん 長谷川 利子 様	日野町
写真	砂丘朝景	さくらうらとうけい 中村 武 様	倉吉市
洋画	タッチ	よしだ 吉田 尚美 様	倉吉市
書道	白楽天の詩	はくらくてん 長岡 天晴 様	鳥取市

連合鳥取会長賞			
写真	廃線雪竜	はいせんゆきりゆう 上田 福美雄 様	倉吉市
洋画	光と影	ひかり 岸田 尚 様	八頭町
日本画	残雪	さんせつ 山口 飯子 様	伯耆町
書道	人間とは…	にんげん 米原 寿亭 様	倉吉市

## 西部労福協第49回定期総会の開催

2019年2月21日（木）に徳島市で総勢72名の出席で開催された。

議長に地元徳島県労福協の兼松代議員が選出された後、西部労福協成相会長から「自然災害の猛威を受けた2018年度であったが、被災された地域のみなさんへのお見舞いと復興への期待、労福協が取組む様々な運動への協力・支援に対しての感謝、2020年ビジョンを検証しながら新ビジョンづくりに向けて論議のお願い」の挨拶があった。また、中央労福協花井圭子事務局長、徳島県商工労働観光部田中稔副部長、遠藤彰良徳島市長、森本佳広連合徳島会長、川越敏良徳島県労福協会長よりそれぞれ挨拶があった。

続いて、福間西部労福協事務局長より1号議案2018年度活動報告から5号議案役員の一部交代まで提案されすべてが承認された。最後に、議長がスローガンを読み上げて採択され総会は終了し、2部として兵庫県北淡震災記念公園の米山正幸さんの記念講演があった。阪神・淡路大震災を被災され、体験した恐ろしさと、防災・減災について教訓を交えての講演でありとても参考になるものであった。



## 第29回囲碁・将棋大会

対局結果

◇開催日時 2019年2月3日（日）受付10：00～

◇開催場所 まなびタウンとうはく

今年は、囲碁が6チーム、将棋が10チームの参加で例年より囲碁の参加が多く、にぎやかな大会となりました。大会結果は、下記のとおりです。

### 囲碁の部

優勝 県職連合東部支部A（東部）  
準優勝 情報労連N T T労組B（西部）  
第3位 鳥取市職労A（東部）  
第3位 鳥取市職労B（東部）

囲碁の部

優勝 鳥取県職連合東部支部 A（東部）▶

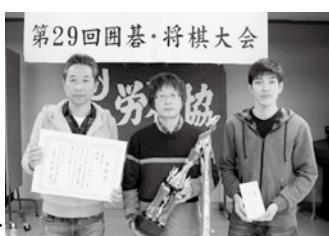


### 将棋の部

優勝 米子市職労A（西部）  
準優勝 米子市職労B（西部）  
第3位 明治製作所労組（中部）  
第3位 日南町職労（西部）

将棋の部

優勝 米子市職労A（西部）▶



## 「防災用ハンドマイク」を寄贈しました

労福協福祉カンパ活動のひとつとして、交通事故・災害等から子どもを守る活動への支援があります。この2年間、県内の小学校・中学校へ誘導等に役立つ「防災用ハンドマイク」を寄贈してきましたが、今年度は県内の保育園・幼稚園・認定こども園（203施設）へ寄贈しました。また各地区に於いて贈呈式を行いました。

東部 美保保育園（3/20寄贈）

中部 由良こども園（3/22寄贈）

西部 淀江保育園・おおぞら  
(3月中に寄贈)



防災用ハンドマイク(黄色)



美保保育園にて園児のみなさんと

この活動を行うにあたり、みなさまのあたたかいご協力をいただきましたことに感謝申しあげます。

## 四団体研修会・構成組織代表者会議のご案内

### 鳥取県労働・福祉事業四団体合同研修会

**日時** 2019年4月19日（金）受付10時 開会10時30分～12時

**場所** 全労済鳥取推進本部5階会議室

**講演** テーマ 「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて」

講 師 SDGs市民ネットワーク 事務局長代行 新田英理子さん

**主催** 連合鳥取・鳥取県労福協・中国労金鳥取県営業本部・全労済鳥取推進本部



### 鳥取県労福協第6回構成組織代表者会議

**日時** 2019年4月19日（金）開会13時より

**場所** 全労済鳥取推進本部5階会議室

**内容** (1) 2018年度事業報告

(2) 2018年度会計決算報告

(3) 2019年度事業計画（案）

(4) 2019年度収支予算（案）



(昨年の様子)

# メーデー フード ドライブ にご協力ください!

ご家庭に眠っている  
食品はありませんか?

この機会に災害備蓄品の  
賞味期限をチェック  
しませんか?

**お持ち寄りいただきたいもの・喜ばれるもの**

賞味期限が2ヶ月以上あり、常温保存のできるもの

- お米（白米）
- パスタ、そうめんなどの乾麺
- 缶詰（肉・魚・野菜・果物など）
- レトルト食品・インスタント食品
- 調味料（醤油、みそ、砂糖、食用油など）

**お受け取りできない食品など**

- ✗ 賞味期限が2ヶ月を切っているもの
- ✗ 開封されているもの
- ✗ 生鮮食品（生肉・魚介類・生野菜）
- ✗ アルコール類（みりん、料理酒は除く）
- ✗ 破損しているもの
- ✗ 容器を移し替えたもの（お米は除く）

——ご理解・ご協力をよろしくお願いします。——

## “もったいない 分かち合いから ありがとう”

いただきものの調味料がたくさんあるけど、  
家庭では使いきれない…

そうした食品をメーデー会場へお持ち寄りください!  
とっとり子ども未来サポートネットワークを通じて、  
子ども食堂、施設などへ寄付します。

日時 4月27日(土)  
9:00~11:00  
受付場所 メーデー会場  
「フードドライブ」特設ブース

### “フードドライブ”とは？

家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々に  
フードバンクなどを通じて寄付する活動。

メーデー参加者から食品の持ち寄り

持参

メーデー会場で食品を受付

移動

各地協・労福協へ食品を移動  
(一次預かり)

回収

とっとり子ども未来サポートネットワークが  
後日 回収・分配

分配

子ども食堂、福祉団体、施設などへ寄付

(図は今回の流れ)

### 「食品ロス」と「フードドライブ」

どこのご家庭にも、忘れ去られた「食品」が、キッチンの戸棚にあるのではないでしょうか? いただき物、バーゲンで衝動買いしたけれど使い切れなかった…などなど。皆がそれに気づけば、家庭からの食品ロスは減少するかもしれません。

そして、これら家庭で忘れ去られていた「かわいそうな食べ物」も、場所を変えて、それらを必要とする人達に届ければ、「今日を元気に過ごすための命を繋ぐ食べ物として、とても大切な命」に変わります。フードドライブで集めるご家庭から寄付される食品は、地域の困っている方々に直ぐ役立つます。